

旭市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 旭市における人口定住に必要な生活機能の確保による定住自立圏の形成に当たり、圏域の将来像及び定住自立圏形成方針に基づき推進する具体的な取組内容等を記載する旭市定住自立圏共生ビジョンの策定に資するため、旭市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 懇談会は、旭市定住自立圏共生ビジョンの策定（変更を含む）のための審議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、旭市定住自立圏形成方針等に関連する分野の代表者や、公募による者について市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 前項の規定に関わらず、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、旭市役所企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年8月23日から施行する。